

「健康食品」制度見直しの概要 (平成17年2月1日施行・一部5月1日)

(1) 表示内容の充実 特定保健用食品のなかまが増えました!!

条件付き特定保健用食品…特定保健用食品の有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品を、限定的な科学的根拠であるという表示をすることを条件として許可する。
許可表示：「〇〇を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、△△に適している可能性がある食品です。」

特定保健用食品(規格基準型)…特定保健用食品としての許可実績が十分であるなど、科学的根拠が蓄積されている食品について、規格基準により許可する。

疾病リスク低減表示…関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合、特定保健用食品の許可表示の一つとして、疾病リスク低減表示を認める。

(2) 表示の適正化 「健康食品」を適切に利用しましょう!!

バランスのとれた食生活の普及啓発…「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」の表示の義務づけ(保健機能食品)

栄養機能食品にふさわしくない表示を防止…「ダイエット用食品」等における栄養機能食品の表示の禁止(5月1日施行)

栄養機能食品についての正確な情報提供…栄養素名の表示の義務づけ



(3) 安全性の確保 事業者による自主管理の取組みです!!

錠剤・カプセル状等食品の適正製造規範(GMP)ガイドラインの作成

…錠剤・カプセル状等の食品の均質化を図り、信頼性を高める考え方を示す

錠剤・カプセル状等食品の原材料の安全性自己点検ガイドラインの作成

…原材料の安全性を確認するためのチェック方法を示す



(4) 普及啓発等 適切な情報提供に努めます!!

保健機能食品等の適切な利用方法や、食品の機能に関する普及啓発
「健康食品」の有効性・安全性データベース等の活用

アドバイザリースタッフ(管理栄養士、薬剤師等)の活用

不適切な広告等の適正化(健康増進法の虚偽誇大表示禁止規定の運用強化)

※おもて面をご覧下さい